

< 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表(利用者負担金) 別紙1 >

1. 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】通常時間帯（24 時間 365 日）月あたりの定額払い

要介護度	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費Ⅱ 単位数	看護利用時に追加される 単位数
要介護1	5,697	2,954
要介護2	10,168	2,954
要介護3	16,883	2,954
要介護4	21,357	2,954
要介護5	25,829	3,754

【加算及び減算料金】

項目	概要	単位数	
		要介護度	
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービスを利用された場合に 1日当たりの単価になります	要介護1	187
		要介護2	334
		要介護3	555
		要介護4	703
		要介護5	850
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1日につき 30単位	

項目	概要	単位数
総合マネジメント 体制強化加算 ※	厚生労働大臣の定める以下の基準を満たしているため、加算されます。 ①利用者・家族等の状況等の変化に応じて、計画作成責任者、看護師、介護職員等の関係者が共同し、計画の見直しを随時行っている。 ②地域の病院等、関係施設に対し、提供できるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている。	1月につき 1,000単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※	厚生労働大臣の定める基準において、以下を満たしているため、加算されます。 ①職員ごとに研修計画を作成、研修を実施している。 ②職員の技術指導等を目的とした会議を定期的で開催している。 ③職員の健康診断等を定期的実施している。 ④介護職員のうち、介護福祉士が60%以上、また勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上。	1月につき 750単位
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ） ※	厚生労働大臣の定める基準において、以下を満たしているため、加算されます。 ① Ⅰ：職位・職責・職務内容に応じた任用要件・賃金体系の整備。 Ⅱ：資質向上のための計画を策定し、研修の実施・機会を設ける。 Ⅲ：経験若しくは資格等に応じて昇給する ②一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設ける。 ③職場環境の改善など賃金改善以外の取組を実施。	1月につき 所定単位×13.7%
介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ） ※	厚生労働大臣の定める基準において、以下を満たすため、加算されます。 ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定。 ・職場環境等要件（研修の実施等）に関し、複数の取組を行う。 ・処遇改善加算の取組について、取組内容を公表する。	1月につき 所定単位×6.3%

項目	概要	単位数
介護職員等 ベースアップ等 支援加算 ※	厚生労働大臣の定める基準において、以下を満たすため、加算されます。 ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定。 ・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を作成する。 ・賃金改善額の3分の2以上賃金改善を実施する。	1月につき 所定単位×2.4%
中山間地域等に居住 する利用者提供加算 ※	食料・農業・農村基本法に基づき、指定された地域（山間地およびその周辺の地域）にお住まいの場合は利用料金が5%加算されます。	1月につき 所定単位×5%

※ 区分支給限度基準額の算定対象外です。

※ 看護利用時に追加される単位数は、訪問看護事業所に支払われる料金です

※ 1か月のうちに入院があった場合

訪問日数が10日以下の場合・・・日割り計算

訪問日数が11日以上の場合・・・定額払い

◇ 介護報酬告示額に、地域区分毎の加算（1単位＝10.21円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

### （その他）

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が有限会社伊賀家政婦紹介所に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、区市町村の窓口へ有限会社伊賀家政婦紹介所の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

## 2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### (1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。

※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、一定の無料通話料金の超過分をご負担いただきます。

### (2) モバイル端末

サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

### (3) キャンセル料

利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受けます。ただし、ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用の前日まで	無 料
サービス利用の当日	500 円（税別）

サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しません。  
前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

（令和 5 年 3 月 1 日）  
有限会社伊賀家政婦紹介所